

第2期たつの市子ども・子育て支援事業計画
(令和2年度～令和6年度)

中間見直し(案)

たつの市
令和5年 月

1 計画内容の中間見直しの背景

(1) 子ども・子育て支援事業計画について

子ども・子育て支援法及び国の基本指針[※]に基づき、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の利用状況やニーズ調査により把握した利用希望、児童数の推移等を踏まえ「量の見込み」を定め、その提供体制の「確保方策（提供量）」と実施時期を設定した『たつの市子ども・子育て支援事業計画』（平成27年度～令和元年度）を平成27年3月に策定しました。

また、その成果と課題、子育て家庭のニーズ等を踏まえ、『第2期たつの市子ども・子育て支援事業計画』（令和2年度～令和6年度）を令和2年3月に策定しました。

この計画に基づき、幼児期の教育・保育や子育て支援の多様なニーズに応え、妊娠、出産から子育てに至るまでの子ども・子育て家庭への切れ目のない支援を総合的かつ計画的に推進しています。

[※]教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）

(2) 計画内容の見直しについて

国の基本指針において、「教育・保育」及び「子ども・子育て支援事業」の円滑な実施を確保し、適切な基盤整備を行うために、「教育・保育」については、教育・保育給付認定区分ごとの人数が量の見込みと大きく乖離している場合（±10%以上）、「子ども・子育て支援事業」については、利用状況等が量の見込みと大きく乖離している場合には、計画期間の中間年を目安として計画を見直すこととされています。

そのため、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」及び「確保方策（提供量）」について、実績等に基づき中間見直しを行います。

なお、中間見直しに当たっては、子ども・子育て支援法に基づき設置する「たつの市子ども・子育て会議」にて審議を行っています。

2 「教育・保育」の量の見込み及び確保方策の中間見直し

認定こども園、保育所、幼稚園

【事業概要】

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を教育・保育し、幼児の健やかな成長のために適した環境を与え、その心身の成長に寄与することを目的としています。

保育所は、保護者が日中就労や疾病等により、就学前児童の保育の必要性が認められる場合に、保護者に代わり保育を実施するものです。

また、認定こども園は、幼稚園・保育所の両方の機能を備えながら、就学前の教育と保育・子育て支援サービスを総合的に提供していくものです。

- ・1号認定（3～5歳児） 認定こども園、幼稚園
- ・2号認定（3～5歳児・保育が必要） 認定こども園、保育所、地域型保育
- ・3号認定（0～2歳児） 認定こども園、保育所、地域型保育

【現状】（令和3年度）

実施箇所数は1号認定が23箇所、2号認定及び3号認定が27箇所（公立認定こども園11園、私立認定こども園8園、公立幼稚園4園、公立保育所1園、私立保育所7園）、児童数は1号認定が428人、2号認定が1,230人、3号認定（0歳児）が156人、3号認定（1～2歳児）が578人となっています。

【今後の方向性】

幼児教育・保育の無償化に伴い母親の就労意向等による保育ニーズの拡大に対応するため、認定こども園等における定員変更や弾力的運用による受入等を引き続き図ります。利用者数については、1号認定は児童数全体が減少することから緩やかに減少、2号認定及び3号認定は児童数全体の減少が保育ニーズの増加を上回ることから緩やかに減少していくと見込んでいます。なお、現在の利用状況及び人口推移を基に、令和5、6年度における計画の中間見直しを行います。

区分（単位）		R2	R3	R4	R5	R6	
実施箇所数（箇所）	1号認定	22	23	20	19	19	
	2号・3号認定	27	27	27	27	27	
児童数（人）	量の見込み ①	1号認定	545	590	545	525	490
		（見直し）	—	—	—	413	393
		2号認定	1,296	1,186	1,174	1,117	1,103
		（見直し）	—	—	—	1,289	1,228
		3号認定（0歳児）	64	71	72	75	78
		（見直し）	—	—	—	143	141
		3号認定（1・2歳児）	588	603	608	616	616
	（見直し）	—	—	—	585	580	
	提供量 ②	1号認定	573	618	565	535	530
		（見直し）	—	—	—	485	485
		2号認定	1,311	1,328	1,322	1,282	1,282
		（見直し）	—	—	—	1,289	1,289
		3号認定（0歳児）	148	154	153	154	154
		（見直し）	—	—	—	143	143
過不足 ②-①	3号認定（1・2歳児）	588	610	610	616	616	
	（見直し）	—	—	—	587	587	
	1号認定	28	28	20	72	92	
	2号認定	15	142	148	0	61	
	3号認定（0歳児）	84	83	81	0	2	
	3号認定（1・2歳児）	0	7	2	2	7	

3 「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み及び確保方策の中間見直し

① 時間外保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

【現状】（令和3年度）

実施箇所数は27箇所（すべての認定こども園、保育所）、利用者数は665人となっています。

【今後の方向性】

認定こども園等の保育認定の在園児について、保護者の就労等で一定のニーズが見込まれますが、今後の就園児童数全体が減少に転じていくことから、利用者数についても緩やかに減少していくと見込んでいます。18時台の保育終了時間希望の保護者には、幼児教育・保育の無償化に伴う影響を注視しながら時間外保育の対応を図ります。なお、令和5、6年度における計画の中間見直しはありません。

区分（単位）		R2	R3	R4	R5	R6
実施箇所数（箇所）		27	27	27	27	27
利用者数（人）	量の見込み①	553	541	524	529	512
	提供量②	553	541	524	529	512
	過不足②-①	0	0	0	0	0

② 一時預かり事業

【事業概要】

通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施する事業です。

- ・ 幼稚園型（認定こども園等に通う満3歳以上の在園児（1号認定）が対象）
- ・ 一般型（認定こども園等に通っていない在宅児が対象） など

【現状】（令和3年度）

実施箇所数は幼稚園型が19箇所（公立認定こども園11箇所、私立認定こども園8箇所）、幼稚園型以外が6箇所（私立認定こども園3箇所、私立保育所2箇所、ファミリーサポートセンター（就学前児童分の一時預かり））、延利用者数は幼稚園型が11,810人、幼稚園型以外が319人となっています。

【今後の方向性】

認定こども園等の在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）や、在宅児を対象とした認定こども園等の一時預かり（一般型）について、一定のニーズがあるため、既存の認定こども園等の供給体制から対応していきます。なお、現在の実施状況及び利用状況（一般型を令和2年度に1箇所、令和4年度に4箇所追加）を基に、令和5、6年度における計画の中間見直しを行います。

区分（単位）		R2	R3	R4	R5	R6		
実施箇所数（箇所）	幼稚園型	18	19	19	19	19		
	幼稚園型以外	5	5	5	5	5		
	（見直し）	—	—	—	10	10		
延利用者数（人日）	量の見込み①	幼稚園型	2,100	2,150	2,150	2,150	2,150	
		（見直し）	—	—	—	12,000	12,000	
		幼稚園型以外	500	500	500	500	500	
		（見直し）	—	—	—	700	700	
		提供量②	幼稚園型	2,100	2,150	2,150	2,150	2,150
			（見直し）	—	—	—	12,000	12,000
	幼稚園型以外		641	631	631	646	661	
	（見直し）		—	—	—	700	700	
	過不足②-①		幼稚園型	0	0	0	0	0
			幼稚園型以外	141	131	131	0	0

③ 病児・病後児保育事業

【事業概要】

病気や病後回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。たつの市又は宍粟市・佐用町・上郡町に在住の幼稚園・保育所・認定こども園・小学校に通う生後6か月から小学校6年生までの児童を対象に、引き続き市内1箇所で開催してまいります。

【現状】（令和3年度）

実施箇所数は1箇所（私立認定こども園で開催）、延利用者数は27人となっています。

【今後の方向性】

病後児保育事業として一定のニーズが見込まれるため、引き続き市内1か所において事業を実施し、自園の利用者以外の利用についての促進を図ってまいります。なお、令和5、6年度における計画の中間見直しはありません。

区分（単位）		R2	R3	R4	R5	R6
実施箇所数（箇所）		1	1	1	1	1
延利用者数（人日）	量の見込み①	100	100	100	100	100
	提供量②	100	100	100	100	100
	過不足②-①	0	0	0	0	0

④ 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現状】（令和3年度）

実施箇所数は6箇所（子育てつどいの広場4箇所、中央児童館、子育て支援センターつくしんぼの館（民間）、延利用者数は16,118人となっています。

【今後の方向性】

親子が気軽に集い交流を図るとともに、子育てに対する不安や悩みを相談できる身近な場所として、引き続き事業の充実に努めてまいります。なお、現在の利用状況を基に、令和5、6年度における計画の中間見直しを行います。

区分（単位）		R2	R3	R4	R5	R6
実施箇所数（箇所）		6	6	6	6	6
延利用者数（人日）	量の見込み①	24,960	24,461	23,971	23,492	23,022
	（見直し）	—	—	—	17,000	17,000
	提供量②	24,960	24,461	23,971	23,492	23,022
	（見直し）	—	—	—	17,000	17,000
	過不足②-①	0	0	0	0	0

⑤ 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業（就学児童分））

【事業概要】

育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となり、有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動組織で、依頼会員は概ね小学校6年生までの子どもを持つ保護者です。

【現状】（令和3年度）

利用者数は253人となっています。放課後の預かりや習い事等への送迎の利用が多くあります。

【今後の方向性】

支援体制の充実及び事業の継続性を図るため、引き続き依頼会員及び提供会員の確保に努めていきます。なお、現在の利用状況を基に、令和5、6年度における計画の中間見直しを行います。

区分（単位）		R2	R3	R4	R5	R6
延利用者数（人日）	量の見込み①	476	467	457	448	439
	（見直し）	—	—	—	324	324
	提供量②	476	467	457	448	439
	（見直し）	—	—	—	324	324
	過不足②-①	0	0	0	0	0

⑥ 子育て短期支援事業

【事業概要】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等で必要な保護を行う事業です。

【現状】（令和3年度）

実施箇所数は8箇所（乳児院2箇所、児童養護施設6箇所と契約。子育て期の総合相談窓口である子育て応援センターすくすくがニーズを把握し関係機関と連携）、延利用者数は29人となっています。

【今後の方向性】

養育困難な家庭の支援を行う制度のため、限られたニーズに対応することになりますが、引き続き受け入れ体制の充実を努めます。なお、令和5、6年度における計画の中間見直しはありません。

区分（単位）		R2	R3	R4	R5	R6
実施箇所数（箇所）		8	8	8	8	8
延利用者数（人日）	量の見込み①	52	52	52	52	52
	提供量②	52	52	52	52	52
	過不足②-①	0	0	0	0	0

⑦ 利用者支援事業

【事業概要】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【現状】（令和3年度）

実施箇所数は2箇所となっています。子育て応援センターすくすく（基本型）、母子健康支援センターはつらつ（母子保健型）を総合相談窓口とし、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を実施しています。

【今後の方向性】

妊娠期から子育て期までの多様なニーズに対して総合的な相談や継続的な支援を提供し、切れ目のない支援体制の充実を図ります。なお、令和5、6年度における計画の中間見直しはありません。

区分（単位）		R2	R3	R4	R5	R6
実施箇所数（箇所）		2	2	2	2	2

⑧ 妊婦健康診査事業

【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。市が費用の一部を助成しています。

【現状】（令和3年度）

助成券交付者数は 441 人、延助成回数は 5,176 回となっています。妊婦健康診査費助成券、子宮頸がん検診助成券、妊婦歯科健康診査費助成券を交付しています。

【今後の方向性】

今後も引き続き、妊娠期間中を健やかに過ごし安全に出産を迎えていただくために、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査助成券を配布し、妊婦健康診査費用の一部と子宮頸がん検診費用を助成していきます。なお、妊娠届出者数の減少を踏まえ、令和5、6年度における計画の中間見直しを行います。

区分（単位）		R2	R3	R4	R5	R6
助成券交付者数（人）	量の見込み	516	497	481	473	466
	（見直し）	—	—	—	430	420
延助成回数（回）	量の見込み	6,357	6,123	5,926	5,827	5,741
	（見直し）	—	—	—	5,031	4,914

⑨ 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後2か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況並びに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。たつの市母子・健康推進委員会に委託しています。

【現状】（令和3年度）

訪問数は 417 人となっています。母子・健康推進委員（状況により保健師等）が訪問しています。

【今後の方向性】

少子化・核家族化により孤立し、保護者が不安に陥らないよう、また安心して地域の中で子育てができるよう、地区の母子・健康推進委員や保健師等が必要な支援や助言を行うために、引き続き全戸訪問に努めていきます。なお、令和5、6年度における計画の中間見直しはありません。

区分（単位）		R2	R3	R4	R5	R6
訪問数（人）	量の見込み	447	428	413	405	398

⑩ 養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援が、特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【現状】（令和3年度）

訪問数は 63 人となっています。医療機関と情報連携し、保健師又は助産師が訪問しています。

【今後の方向性】

妊娠中から支援の必要な妊婦をフォローしていくことで、家庭状況を把握し、出産後早期から適切な養育ができるよう助言、指導していきます。また、相談支援については、職員の支援技術のスキルアップを図り、妊娠、出産、子育てにおける切れ目ない支援を充実させていきます。なお、令和5、6年度における計画の中間見直しはありません。

区分（単位）		R2	R3	R4	R5	R6
訪問数（人）	量の見込み	68	66	63	62	61

⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、放課後児童支援員のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

【現状】（令和3年度）

実施箇所数は19箇所、登録児童数は720人となっています。

【今後の方向性】

適切な保育環境を維持し、放課後等の適切な遊びと生活の場の確保に引き続き努めます。なお、現在の実施状況、利用状況及び今後の予定（令和6年度に1箇所追加）を基に、令和5、6年度における計画の中間見直しを行います。

区分（単位）		R2	R3	R4	R5	R6
実施箇所数（箇所）		20	20	20	20	20
（見直し）		—	—	—	19	—
登録児童数（人）	量の見込み①	750	760	770	760	760
	（見直し）	—	—	—	750	750
	提供量②	965	965	965	965	965
	（見直し）	—	—	—	925	995
	過不足②－①	215	205	195	175	145

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

教育・保育施設などの利用者負担額については、市の条例や規則により設定することとされていますが、施設によっては、実費徴収などの上乗せ徴収を行う場合が想定されており、日用品・文房具など必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用などの実費負担の部分について、低所得者の負担軽減を図るため、補助を行う事業です。

【現状】（令和3年度）

利用者数は4人となっています。子どもが保育所等を利用する低所得で生計が困難である者等の教育・保育給付認定保護者に対し、教材費、行事費を補助しています。

【今後の方向性】

低所得者の負担軽減を図るため、引き続き事業実施を行います。

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業概要】

待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を生かしながら、保育所、地域型保育事業などの整備を促進していくこととされています。しかしながら、新たに整備・開設した施設や事業者が安定的かつ継続的に事業を運営し、利用者の信頼関係を築いていくためには、一定期間必要であることから、新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言のほか、他の事業者の連携施設のあっせんなどを行います。

(1) 新規参入施設等への巡回支援、(2) 私立認定こども園特別支援教育・保育経費

【現状】（令和3年度）

実施箇所数は1箇所となっています（1号認定の区分に該当し、2人以上の障害児保育事業の対象者を受け入れ、職員の加配がある私立認定こども園で実施）。

【今後の方向性】

事業メニューの1つである私立認定こども園の特別支援教育・保育経費（1号認定限定）に対する加配保育教諭の人件費一部補助について対応します。